

ワクワク生きるコツは
ニコニコにあり

行政書士 清水栄さん
月3回無料相談会開催中
予約はお電話かHPにて
042-657-5016
090-3875-3484
http://sakaekt.com

コラム終活

自筆遺言は
亡くなつた後の

面から遺言書を考
えてみます。

今回は視点を
変えて、手続き
の設計書とも言
われます。

Aさんは80代後
半、万が一の時の
ために妻と息子さ
ん2人に遺言書を
残すと想いました。
メソセージです。

「お世話になつ
た親族に多めに
「みんな平等に」
などいろいろな
思いを込めるこ
とができる、相続
の設計書とも言
われます。

数年後にAさん
はご逝去され、遺
言書を見つけた妻
と息子さん。どう
したらよいか専門
家に聞いたところ、
自筆遺言は家庭裁
判所で「検認」と
いう手続きが必要、
筆遺言書の効力が
ないとのこと。

さらに6つの金
融機関の手続きが
大変でした。時間
を作つて金融機関
に行くと「予約」
を取りました。別
の日には来れない
待ちたい」と伝え
ました。これが6か
月でやらなければ
ならなかつたので、
大変でした。

さらに6つの金
融機関の手続きが
大変でした。時間
を作つて金融機関
に行くと「予約」
を取りました。別
の日には来れない
待ちたい」と伝え
ました。これが6か
月でやらなければ
ならなかつたので、
大変でした。

さらに6つの金
融機関の手続きが
大変でした。時間
を作つて金融機関
に行くと「予約」
を取りました。別
の日には来れない
待ちたい」と伝え
ました。これが6か
月でやらなければ
ならなかつたので、
大変でした。

さらに6つの金
融機関の手続きが
大変でした。時間
を作つて金融機関
に行くと「予約」
を取りました。別
の日には来れない
待ちたい」と伝え
ました。これが6か
月でやらなければ
ならなかつたので、
大変でした。

地域情報紙！
よみっこ
残された方に苦労させない
遺言書の書き方相続の設計書
遺言書は

た方に苦労させ
ない遺言書の書
き方に関するお
話です。

今回は残され
た方に苦労させ
ない遺言書の書
き方に関するお
話です。

手続きが多い

Aさんは80代後
半、万が一の時の
ために妻と息子さ
ん2人に遺言書を
残すと想いました。
メソセージです。

数年後にAさん
はご逝去され、遺
言書を見つけた妻
と息子さん。どう
したらよいか専門
家に聞いたところ、
自筆遺言は家庭裁
判所で「検認」と
いう手続きが必要、
筆遺言書の効力が
ないとのこと。

さらに6つの金
融機関の手続きが
大変でした。時間
を作つて金融機関
に行くと「予約」
を取りました。別
の日には来れない
待ちたい」と伝え
ました。これが6か
月でやらなければ
ならなかつたので、
大変でした。

さらに6つの金
融機関の手続きが
大変でした。時間
を作つて金融機関
に行くと「予約」
を取りました。別
の日には来れない
待ちたい」と伝え
ました。これが6か
月でやらなければ
ならなかつたので、
大変でした。

さらに6つの金
融機関の手続きが
大変でした。時間
を作つて金融機関
に行くと「予約」
を取りました。別
の日には来れない
待ちたい」と伝え
ました。これが6か
月でやらなければ
ならなかつたので、
大変でした。

公正証書遺言は
費用がかかるが
手続きが少ない

70代のBさんは
戸籍は他の市町村
の戸籍でも居住地
の市役所にて一括
で取れます。しか
し、すぐには取れ
ました。また、家
で2週間位かかり
ました。

裁の検認までに2
か月もかかりまし
た。＊「自筆証書
遺言保管制度」を
使うと検認は不要
になります。

裁の検認までに2
か月もかかりまし
た。＊「自筆証書
遺言保管制度」を
使うと検認は不要
になります。

うちの場合はど
うかしら？とお困
りの際は無料相談
会をご利用ください。
11月は12（火）、
21（木）、22（金）
です。ご予約は電
話、またはHP問
合せフォームから、
お早めに。

残された方に「苦
勞させない遺言書」

残された方が相
続手続きに振り回
されず、日常を穩
やかに過ごせる遺
言書を残しますよ
う。また、遺言執
行者がついた遺言
書があれば、もし
相続人同士が仲
悪くという場合で
も、顔を合わせて
打ち合わせをする
必要もありません。
「息子は自分に何
も安心したのは遺
言書の文面に「遺
言執行者」を入れ
てくれたことです。
これにより亡くなつ
た後の銀行や不動
産の名義変更の手
続きを執行者が行つ
といいですね。

残された方が相
続手続きに振り回
されず、日常を穩
やかに過ごせる遺
言書を残しますよ
う。また、遺言執
行者がついた遺言
書があれば、もし
相続人同士が仲
悪くという場合で
も、顔を合わせて
打ち合わせをする
必要もありません。
「息子は自分に何
も安心したのは遺
言書の文面に「遺
言執行者」を入れ
てくれたことです。
これにより亡くなつ
た後の銀行や不動
産の名義変更の手
続きを執行者が行つ
といいですね。

今日のクイズ？

なぞなぞ

①マリはマリでも、出かけ
る時にするマリは？

②イシはイシでも、紙製の
手のひらサイズのイシは？

ぬくぬく展

八王子生活館（南町5-13）
11/6（水）～9（土）
11:00～18:00
(最終日17:00まで)

ぱた工房をまるごと見せます



※「ぱた」はブランド名です